

## 令和2年度事業報告書

(令和 2年 4月 1日から  
令和 3年 3月31日まで)

### 【当法人の現況に関する事項】

#### 第1 事業の経過とその成果

事業別	予算額	決算額	達成率
公益目的事業	34,455,000円	27,302,198円	79.240%

#### 第2 資金調達等の状況

- 資金調達  
なし
- 設備投資  
なし

#### 第3 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：円)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	46,313,634	35,538,915	35,639,162	35,329,675
評価損益等調整前	10,310,304	△747,067	△3,097,847	779,221
当期経常増減額	10,310,304	△747,067	△3,097,847	779,221
正味財産期末残高	904,517,859	903,770,792	900,672,945	901,274,470

#### 第4 主要な事業内容

##### 事業の重点を

- 広島県暴力団排除条例や暴力団対策法の浸透による県民の暴力団排除意識の高揚
- 被害者救済及び訴訟支援並びに暴力団離脱者の社会復帰対策等の推進と定め、「暴力団のいない安全で明るく住みよい広島県」を実現するため、以下の事業を推進した。

#### 1 暴力団員による不当な行為を予防するための広報・啓発事業（公益目的事業1）

##### (1) 広報活動

##### ア 広報資料作成・配付等

- 暴力団員等からの不当要求などの被害を予防する目的で、ホームページや日刊新聞での広告等で事業等を紹介するなどの情報発信活動を行った。
  - ・ ホームページの更新
    - 4月講習日程更新
    - 5月財務諸表など更新
    - 6月暴追だより更新 トピックス（理事会の開催など）更新
    - 7月講習日程更新（講習再開連絡）
    - 12月賛助会員用暴追だよりなど更新

- 1月賛助会員用パスワード更新
- 2月不当要求防止責任者届出書の変更
- ・朝日新聞の広告掲載
- 4月相談業務の広告
- 12月相談業務の広告
- ・広島中央警察署電光掲示板広報
- 各種会議や講習・研修会及び暴排団体，行政機関が開催する大会・総会等において配付するため，次の広報資料等を作成・購入して広報啓発に努めた。
  - ・ 暴追だより春号 10,000部
  - ・ 暴追だより秋号 1,000部
  - ・ 「企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢」冊子 3,500部
  - ・ 暴力団排除リーフレット 1,000部
  - ・ 暴追ポスター
    - 「全国センター」ポスター 1,000枚
    - 「カープ・森下暢仁選手」ポスター 5,500枚
    - 「中国電力ラグビー部」ポスター 2,500枚
  - ・ 「不当要求お断り」ネックストラップ 400本
  - ・ リールキーパスケース 400個
  - ・ 暴追啓発クリアファイル 2,500枚
  - ・ 暴排教養DVD 2枚

○ 会議・研修会等への職員の派遣

新型コロナウイルス感染防止のため，会議・研修会等の実施が軒並み中止となり，職員の派遣等がかなり減少した。実施された各種暴排団体等が開催する会議・研修会等に職員を派遣して，暴力団情勢及び不当要求事案の把握に務めるとともに県民会議の活動状況等の紹介を行い，緊密な連携により，県民の暴排意識の高揚に務めた。

月	出席会議等
5月	広島県警備業協会理事会・幹事会
9月	広島県証券警察連絡協議会総会 広島県警備業協会暴力団等反社会的勢力排除対策協議会総会
10月	民事介入暴力対策大阪大会
11月	広島県企業防衛協議会幹事会 広島県銀行警察連絡協議会運営委員会
12月	広島県警備業協会理事会・幹事会
1月	広島市民球場暴力団等排除連絡協議会総会
2月	民事介入暴力対策岡山大会
3月	全国暴追センターブロック会議

イ 視聴覚教材の貸出

令和2年度中，暴力団員等の不当な行為の特徴や，これらに対する対応要領などを紹介したDVD(30作品)を企業，行政機関等に39回無料で貸出し

た。

ウ 研修会等への講師派遣

新型コロナウイルス感染防止のため、企業研修や暴力追放運動市(町)の講演依頼が軒並み中止となり、職員の派遣・講演等が減少したが、派遣・講演等が実施できた研修会等では、広報資料を配付・活用するなどして、不当要求などの被害を防止するための対処方法を講演して指導した。

月	講演・研修会等
4月	広島刑務所講習
12月	福山高等技術専門学校講習 大竹市暴力監視追放協議会講習

(2) 啓発事業

ア 表彰

(ア) 県民会議会長等表彰

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年第1回定例理事会において実施していた表彰式を中止し、功労団体及び功労者の各担当警察署長から知事及び警察本部長連名の表彰状を暴力追放運動に功労のあった3団体、個人6名に対して贈呈するとともに、県民会議専務理事から感謝状を3団体に贈呈した。

功労団体表彰

- ・ 学校法人杉原学園松永幼稚園
- ・ 廿日市飲食旅館組合
- ・ 呉喫茶同業組合

功労者表彰

- ・ 今宮浩二（江田島市暴力追放推進協議会・監事）
- ・ 飯守栄子（大竹市暴力監視追放協議会・会計）
- ・ 柿本修（竹原警察署管内暴力追放協議会・副会長）
- ・ 中野修（佐伯区遊技業防犯協力会・会長）
- ・ 兼森明彦（三原小売酒販組合・理事長）
- ・ 三浦裕豊（安芸地区暴力追放防犯連合会・監事）

感謝状

- ・ 株式会社プロバホールディングス
- ・ 株式会社広島東洋カーブ
- ・ 広島ガス株式会社

(イ) 中国管区警察局長等表彰

1団体、1個人が中国管区警察局長と中国管区暴力追放運動推進センター連絡協議会会長の連名表彰を受賞した。

功労団体表彰

- ・ 府中暴力追放協議会

功労者表彰

- ・ 深堀勝（広島地区建設業暴力追放対策協議会・副会長）

(ウ) 警察庁長官等表彰

11月26日、東京「明治記念館」で開催された令和2年全国暴力追放運動中央大会において表彰式が開催されたが、新型コロナウイルス感染防止のため、県民会議が推薦した次の2名は欠席したことから、各功労者担当警察署長から警察庁長官、全国暴力追放運動推進センター会長連名表彰状を贈呈した。

功勞者表彰

- ・ 銀章 市川徹人(福山西警察署管内暴力追放防犯連絡協議会・会長)
- ・ 銅章 高田健司(福山市暴力監視追放協議会・会長)

イ 暴力追放県民大会の開催など

暴力追放県民大会は、5年毎に開催するため当年度の開催はなかった。

2 暴力団員による不当な行為の被害を予防するための救済及び監視・情報収集事業(公益目的事業2)

(1) 救済活動

ア 相談受理及び相談に対する助言

暴力団対策法に基づく暴力追放相談委員10名(弁護士6名、警察OB1名、県民会議事務局職員3名)を委嘱して、次のとおり暴力相談に対応した。

令和2年度の暴力相談受理件数は961件(前年比83件増)であり、反社会的勢力を各種契約から排除するための相談が9割を占めた。

民暴委員会、警察との連携と相談事案の確実な引継ぎについて、令和2年度中は、民暴弁護士への引継ぎは0件、警察への引継ぎは9件であった。

イ 少年指導委員の研修及び少年からの相談に対する助言

少年相談員の研修は新型コロナウイルス感染症対策のため中止とした。

少年の暴力団への加入や暴力団から被害を受けた等の相談受理はなかった。

ウ 暴力団離脱者からの社会復帰相談の受理及び協力報奨金の支給

○ 社会復帰対策

① 協力事業所への優遇措置

広島市、広島県、呉市、東広島市において、離脱者の受入事業所として登録された建設業者に対する公共工事への優遇措置を行っており、令和2年度から三次市も同優遇措置を行っている。

証明書について10件発出。

② 広島県暴力団離脱者社会復帰対策協議会

暴力団離脱者の社会復帰を促進するため、広島県警察本部、広島刑務所、広島拘置所、広島保護観察所及び広島労働局等で構成する「広島県暴力団離脱者社会復帰対策協議会」情報連絡会を10月13日に開催、総会を11月12日に開催し、情報交換を行った。

エ 被害者に対する見舞金の支給

見舞金の支給事案はなかった。

オ 被害者救済及び訴訟支援

○ 訴訟支援を行う必要のある相談について新たなものはない。

○ 差止請求業務は、広報したが取扱いはなかった。

カ 関係機関との連携強化

例年開催される広島弁護士会民事介入暴力問題対策委員会、警察との民暴勉強会は、新型コロナウイルス感染防止のため中止となったが、勉強会で使用する予定であった資料により「ホワイト化の現状」などを把握でき、また、面接ができない部分を電話やメールなどにより連絡を取り合い、さらなる連携強化に努めた。

(2) 監視活動

ア 暴力団監視・追放活動に対する助成

- ・ 関係機関団体と情報交換による監視を徹底した。
- ・ 常勤の監視員を置く広島市、呉市及び府中市の暴力追放組織3団体に対して助成金を交付するとともに、積極的な情報交換を行って活動の活性化に努めた。

イ 民間の自主的組織活動の支援と情報交換

各種暴排団体等が開催する総会等10回、職員を派遣して、支援と情報交換

を図った。

ウ 暴力監視モニターによる監視活動

暴力団事務所が所在し、暴力団が活動拠点を置く広島市、尾道市、福山市などの居住者を中心に13名を「暴力監視モニター」に委嘱し、県下の暴力団に対する監視活動の強化を図っている。監視モニターからの情報は、3件で、共政会関係や総会屋の動向などで、いずれも組織犯罪対策課に引き継いだ。

(3) 調査・情報収集活動

ア 警察本部、関係警察署及び広島県暴力監視追放防犯連合会など関係機関、団体と随時情報交換を行い、関係資料の収集に努めた。

イ 日刊新聞紙に掲載された暴力団に関する記事18件をデータベース化し、各業務に活用した。

ウ 暴力監視モニター及び暴力監視員の運用などにより暴力団員等の実態を把握し法人の事業に反映させた。

3 暴力団員による不当な行為を予防するための事業所責任者に対する講習事業  
(公益目的事業3)

(1) 講習技能の向上

例年開催される全国暴力追放運動推進センター主催の「暴力追放相談委員及び講習担当者研修会」は、新型コロナウイルス感染防止のため中止となった。

民暴弁護士9名9回、警察OB2名7回講師として招へいして講習体制の整備充実に努めた。

(2) 講習概要

新型コロナウイルス感染防止のため、例年4月から開催する講習会が7月からの開催となり、広島、福山、尾道、三次の4会場において、計44回開催し、1,715人(前年度比-2回、-432人)が受講した。

区 分	実施回数	受講人員	前年度対比
選任時講習	11回	444人	-2回 -266人
選任講習(臨時)	0回	0人	-1回 -51人
定期講習	33回	1,271人	+4回 -115人
計	44回	1,715人	-2回 -432人

講習内容は、広島県警察と締結している委託契約、委託契約約款及び委託要綱に基づき、適正かつ効果的なものとなるよう配意した。また、講習効果を高めるため、パワーポイントや暴排啓発DVDを積極的に活用するとともに、暴追だより、教本等を配付し、講習の充実に努めた。